第 10 章 金融商品と投資被害

チャレンジ（解答付き）

（1） 法律上、有価証券の目論見書にはどのようなことを、どのように記載しなければならないか、調べてみよう。

【解答】

目論見書（金融商品取引法〔金商法〕2 条 10 項）とは、株式や投資信託などの有価証券に投資家が投資するかどうかの判断に要する重要情報を記載した書類であり、募集または売出しに際し、作成（金商法 13 条 1 項）し、これを交付（金商法 15 条 2 項）しなければならない。これを交付目論見書という。また、投資家から請求があった場合には、より詳細なものを交付（金商法 15 条 3 項）しなければならない。これを請求目論見書という。

それぞれの記載事項については、交付目論見書については金商法 13 条 2 項 1 号、請求目論見書については金商法 13 条 2 項 2 号が定めており、企業内容等の開示に関する内閣府令（開示府令）でさらに具体的に定めている。交付目論見書には「投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすもの」（金商法 13 条 2 項 1 号）がダイジェスト的に記載され、他方で、請求目論見書には「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすもの」（金商法 13 条 2 項 2 号）が記載されるとされており、これは有価証券届出書（金商法 5 条）とほぼ同じ内容となっている。

（2） 証券会社のウェブサイトなどで実際の有価証券の目論見書をみて、必要な記載事項が記載されているか、わかりにくい表現はないか、確かめてみよう。

【解答】

証券会社のウェブサイトなどで実際の有価証券の目論見書を確認することができる。それぞれの記載事項が、（1）のどの記載事項に当たるか確認するとともに、投資家になったつもりで、この情報で投資判断ができるかどうか、また、もし、この情報をみてもよくわからないことがある場合、証券会社の担当者に質問するとしたらどのようなことか、について、考えてみるとよいだろう。

（3） 人はなぜ、投資詐欺にあってしまうのだろうか。社会心理学・行動経済学の見地から考えてみよう。

【解答】

社会心理学者のロバート・チャルディーニは、主著『影響力の武器――なぜ、人は動かされるのか〔[第 3 版]〕』（誠信書房、2014 年）にて、詐欺的な商法が利用する 6 つの消費者心理を説明している。すなわち、①返報性：「何かしてもらったら恩返しをしなければならない」という心理、②コミットメントと一貫性：「いったんはじめた以上は続けなければならない」という心理、③社会的証明：「みんなもやっているなら大丈夫」という心理、④好意：「相手から好意を向けられている場合、その人に好意をもってしまう」という心理、⑤権威：「立場が上の者や専門家にしたがおう」という心理、⑥希少性：「入手困難なものがほしくなる」という心理である。投資詐欺は、必ずといっていいほど、この心理のうちいくつかあるいは全てを利用している。

また、これらの心理を利用する手法とした 4 つのテクニックがあるすなわち、①foot-in-the-door：小さな要求を承諾させてから、本命の要求を承諾させる、②door-in-the-face：大きな要求を断らせてから、本命の要求を承諾させる、③low-ball：魅力的な要求を承諾させてから、それを改変して本命の要求を承諾させる、④That's-not-all：おまけを付加して、本命の要求を承諾させる、である。なお、このテクニックが、それぞれ、上記 6 つの心理のうち何を利用しているかも考えてみよう。投資詐欺も、これらのテクニックが利用されているケースが多い。

（4） 金融商品取引被害や投資詐欺に関して、民事的効力を定めた民法やその他特別法があるにもかかわらず、実務では、その救済のために、不法行為に基づく損害賠償請求構成がとられていることが多いのはなぜだろうか。本章で触れた点以外についても、考えてみよう。

【解答】

民法や消費者契約法その他の特別法は、消費者被害の中でも、事業者が、だましたり、脅したりして、消費者に「取引する意思を形成させる」という場合には役立つことが多い。民法 96 条の詐欺、強迫や、消費者契約法 4 条 1 項の不実告知や断定的判断の提供によって契約を取り消す場合がその典型である。しかしながら、投資詐欺や問題のある金融商品の販売は、「だました－だまされた」という構図が明確ではないケースも多く、限界がある。むしろ、消費者のおかれた状況、弱みや無知につけこんで「取引しない意思を形成させない」（つけ込み型）というケースや、ハイリスクな商品の組成、販売態勢の不備、商品に適合しない投資家の選定、投資家への説明、その後の助言行為に至るまでの事業者の一連の問題行為によって投資家に損害を与える（合わせ技）ケースが多く、その場合は、むしろ、それらの一

連の行為をとらえて「やってはいけないことをした」という不法行為（民法 709 条）として評価することが適切な場合があり、実際にも、多くのケースで投資家側が不法行為構成を選択している。

サイトリンク集

〔関連法令〕

● 金融商品取引法

→ https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC0000000025

● 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律

→ https://laws.e-gov.go.jp/law/412AC0000000101

〔173 頁・脚注 1〕

● 警察庁ウェブサイト「令和 6 年における特殊詐欺及び SNS 型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について（確定値版）」

→ https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/hurikomesagi_toukei2024.pdf

〔192 頁・脚注 7〕

● 消費者庁ウェブサイト「特定商取引に関する法律・解説(令和 5 年 6 月 1 日時点版)」

→ https://www.caa.go.jp/notice/entry/033531/

〔194 頁・脚注 8〕

● 預金保険機構ウェブサイト「振り込め詐欺救済法に基づく公告の実施状況の公表　2. 令和 6 年度中に実施した主要 3 公告について」

→ https://www.dic.go.jp/yokinsha/page_2025_072.html